

令和 8 年 7 月 23 日

姫カックラブ参加者助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市中学校部活動の地域展開の実施に伴い、将来にわたり中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保し、心身の健全育成等を図るため、姫カックラブに参加する低所得世帯等の生徒の保護者に対して予算の範囲内で交付する姫カックラブ参加者助成金（以下「助成金」という。）に関し、姫路市助成金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 姫カックラブ 姫路市教育委員会の定める「姫路市中学校部活動の地域展開 姫カツ活動ガイドライン」に基づき、姫カックラブとして登録された団体をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者又は後見人若しくはこれに準じる者であって、現に姫カックラブに参加する中学生を監護しているものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、姫カックラブに参加する中学生の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 姫路市の住民基本台帳に記載され、かつ、姫路市に居住している者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助（以下「教育扶助」という。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助（以下「就学援助」という。）を受けている者

(助成対象期間)

第4条 この要綱による助成金の交付の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

る。

- (1) 教育扶助を受けている者 生活保護費の受給開始日又は助成金を受けようとする年度の4月1日のいずれか遅い日から当該日が属する年度の末日まで
- (2) 就学援助を受けている者 就学援助費の認定年月日から当該日が属する年度の末日まで

2 前項各号の規定にかかわらず、第12条の規定により交付決定が取り消された者に係る助成対象期間の終期は、当該交付決定を取り消された日の前日までとする
(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、姫カックラブの活動に要する経費のうち、姫カックラブに支払う月会費とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の額を予算の範囲内において助成するものとし、姫カックラブに参加する中学生1人につき月額1,000円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付を受けようとする年度の2月末日までに、姫カックラブ参加者助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長は、申請書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

- (1) 次のア又はイに掲げる申請者の区分に応じ、当該ア又はイに定める書類
ア 教育扶助を受けている者 生活保護受給証明書
イ 就学援助を受けている者 助成金の交付を受けようとする年度分の就学援助費受給者認定通知書

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときはこれを審査し、予算の範囲内において助成金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定により、助成金の交付を決定したときはその決定の内容を、助成金の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに姫カツクラブ参加助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更、又は廃止）

第9条 前条第1項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金の交付決定の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ姫カツクラブ参加助成金変更・廃止申請書（様式第3号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をした場合は、姫カツクラブ参加助成金変更・廃止決定通知書（様式第4号）により被決定者に通知するものとする。

（助成金の請求及び実績報告）

第10条 助成金は、前期（助成対象期間のうち4月1日から8月31日までの期間をいう。以下同じ。）及び後期（助成対象期間のうち9月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の2回に分けて交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、姫カツクラブ参加助成金実績報告書兼請求書（様式第5号）に、領収書等の助成対象経費を支払ったことが証明できるものの写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、申請書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

3 前項の規定による姫カツクラブ参加助成金実績報告書兼請求書の提出は、前期にあつては助成金の交付を受けようとする年度の9月30日までにを行うものとし、後期にあつては助成金の交付を受けようとする年度の3月25日までにを行うものとする。

（助成金の支払）

第11条 市長は、前条第2項の規定により姫カツクラブ参加助成金実績報告書兼請求書を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、被決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定による助成の対象要件を満たさなくなったとき。
- (2) 助成対象者が監護している姫カツクラブに参加する中学生が死亡したとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、その他この要綱に違反したと認められるとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、これを返還させるものとする。

(監査)

第14条 市長は、助成金の使途に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は関係する領収書その他の信憑書類を検査することができる。

(証拠書類の保管)

第15条 交付決定者は、助成金に係る領収書及び証拠書類を、当該助成金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月23日から施行する。